



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会社名 ヒロセ通商株式会社
代表者名 代表取締役社長 細合 俊一
(コード番号：7185 東証 J A S D A Q)
問合せ先 取締役 経営企画室長 松井 隆司
(TEL. 06-6534-0708)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 28 日開催予定の第 13 期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを目的とする「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。

監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指してまいります。

なお、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 13 期定時株主総会において、定款変更決議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

以上

<別紙>定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 店頭デリバティブ取引 <u>または</u> その媒介、取次ぎ <u>もしくは</u> 代理に関する業務	(1) 店頭デリバティブ取引 <u>又は</u> その媒介、取次ぎ <u>若しくは</u> 代理に関する業務
(2) 市場デリバティブ取引 <u>または</u> 外国為替市場デリバティブ取引に関する業務	(2) 市場デリバティブ取引 <u>又は</u> 外国為替市場デリバティブ取引に関する業務
(3) 市場デリバティブ取引 <u>または</u> 外国為替市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ <u>または</u> 代理に関する業務	(3) 市場デリバティブ取引 <u>又は</u> 外国為替市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ <u>又は</u> 代理に関する業務
(4) 市場デリバティブ取引 <u>または</u> 外国為替市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ <u>または</u> 代理に関する業務	(4) 市場デリバティブ取引 <u>又は</u> 外国為替市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ <u>又は</u> 代理に関する業務
(5) 通貨の売買 <u>または</u> その媒介、取次ぎ <u>もしくは</u> 代理に関する業務	(5) 通貨の売買 <u>又は</u> その媒介、取次ぎ <u>若しくは</u> 代理に関する業務
(6) 商品先物取引業及びこれに付随する業務	(6) 商品先物取引業及びこれに付随する業務
(7) 各種金融商品 <u>または</u> 商品先物商品等の企画開発 <u>または</u> 販売に関する業務	(7) 各種金融商品 <u>又は</u> 商品先物商品等の企画開発 <u>又は</u> 販売に関する業務
(8) 外国為替取引 <u>または</u> 金融商品等に係る情報提供サービス及びこれに付随する業務	(8) 外国為替取引 <u>又は</u> 金融商品等に係る情報提供サービス及びこれに付随する業務
(9) 前各号の業務に関するコンピュータシステムの設計、開発、販売、賃貸及びコンサルティングに関する業務	(9) 前各号の業務に関するコンピュータシステムの設計、開発、販売、賃貸及びコンサルティングに関する業務
(10) 前各号の業務のほか、金融商品取引法その <u>ほか</u> の法律により金融商品取引業者が営むことができる業務	(10) 前各号の業務のほか、金融商品取引法その <u>他</u> の法律により金融商品取引業者が営むことができる業務
(11) 託児所 <u>または</u> 保育所の運営	(11) 託児所 <u>又は</u> 保育所の運営
(12) 前各号に付帯 <u>または</u> 関連する一切の業務	(12) 前各号に付帯 <u>又は</u> 関連する一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 募集株式<u>または</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>または</u>記録、単元未満株式の買取り、そのほか株式<u>または</u>新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令<u>または</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>または</u>登録株式質権者とすることができる。</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 募集株式<u>又は</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>又は</u>記録、単元未満株式の買取り、その他株式<u>又は</u>新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令<u>又は</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>又は</u>登録株式質権者とすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 <u>ほか</u> の取締役が招集する。	第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 <u>他</u> の取締役が招集する。
2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 <u>ほか</u> の取締役が議長となる。	2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 <u>他</u> の取締役が議長となる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載 <u>または</u> 表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載 <u>又は</u> 表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法)	(決議の方法)
第15条 株主総会の決議は、法令 <u>または</u> 定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第15条 株主総会の決議は、法令 <u>又は</u> 定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第16条 株主は、当社の議決権を有する <u>ほか</u> の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。	第16条 株主は、当社の議決権を有する <u>他</u> の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにそのほか法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p>	<p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p>	<p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>10</u>名以内とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、ほかの在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、<u>ほか</u>の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p style="padding-left: 2em;">4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、<u>他</u>の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにそのほか法令で定める事項は、議事録に記載<u>または</u>記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印<u>または</u>電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置等)</p> <p>第31条 <u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使する</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その<u>他</u>法令で定める事項は、議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	
<p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにそのほか法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p>第41条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> 第32条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第35条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>45</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第<u>46</u>条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第<u>47</u>条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第<u>48</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し、会社法第454条第 5 項に定める剰余</p>	<p style="text-align: center;">変 更 案</p> <p style="text-align: center;"><u>数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第<u>37</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>41</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第<u>42</u>条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第<u>43</u>条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第<u>44</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対し、会社法第454条第 5 項に定める剰余金</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第49条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第45条 （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>1 当社は、<u>第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第13期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p>

以上